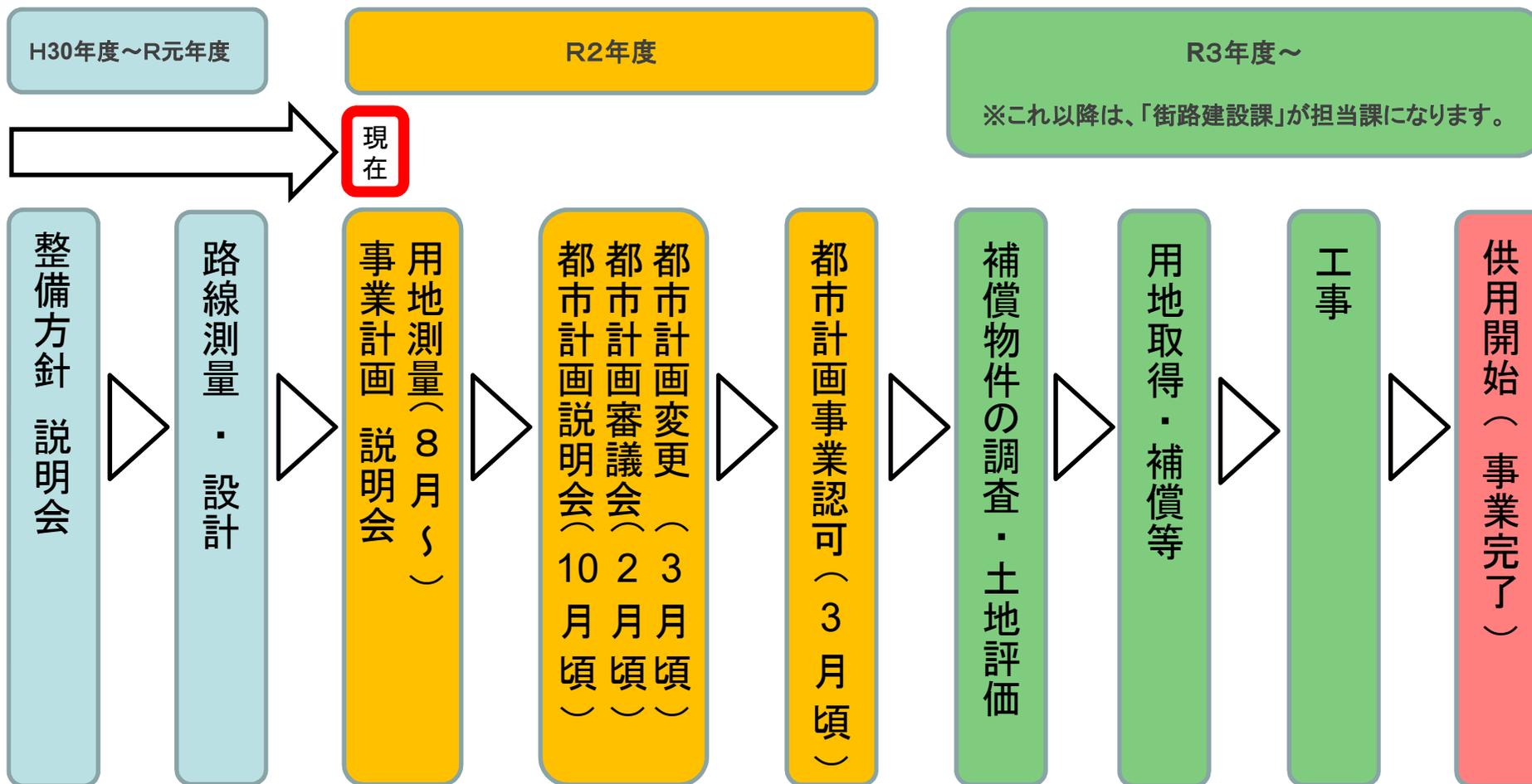


4 今後のスケジュール



5-1 補償の手順

1 事業の説明会の開催

事業計画ができますと、本事業に利害関係をもっておられる皆様に集まっていただき、事業の概要について説明会を開きます。



2 用地測量(土地の境界立会い)

説明会実施後に、事業に必要な土地の面積を算出するために用地測量を実施いたします。
この場合、土地の境界の確定にあたっては、土地に接しておられる方々に立会いをお願いし、確認していただいたうえ決定いたします。

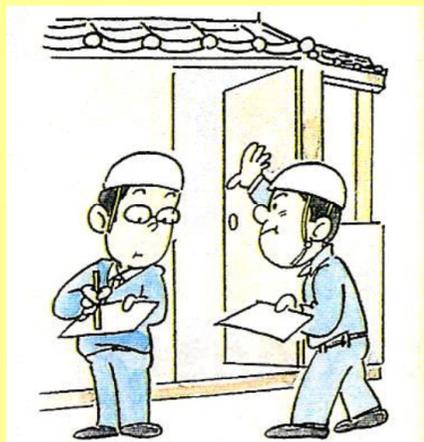


5-2 補償の手順

3 土地の面積確認 建物等の調査及び確認

境界の決定後、測量結果（面積等）について皆様に確認をお願いしております。

建物等が存在する場合は、千葉市より委託を受けた専門業者が皆様のところへお伺いして、面積、間取り、材質等を調査いたします。また立木、塀等の工作物等についても合わせて調査するとともに、対象物件について皆様に確認をお願いしております。



4 補償金の算定



本事業の用地取得にあたっては、左記の土地の面積及び物件調査等の内容確認後、「千葉市施行の公共事業に伴う損失補償基準」に基づき、公平かつ適正な補償額を算定いたします。

★ 土地の補償

土地の価格は、正常な取引価格を基準とすることを原則としております。このため、不動産鑑定士に鑑定を依頼して評価額を決定し、その評価額を参考に正常な価格を求め補償いたします。

★ 建物等の補償

建物等の補償については、物件調査の結果に基づき移転に要する費用を算定し補償いたします。

5-3 補償の手順

5 協議(用地交渉)

土地価格や建物等の補償額の算出後、土地・建物所有者及び関係人の方々へ、補償内容、移転時期、移転方法、補償金の支払時期等について各権利者ごとに交渉をさせていただきます。



6 契約の締結

土地・建物所有者及び関係人の方々との協議が整いますと、契約書を作成し契約を締結いたします。



5-4 補償の手順

7 建物等の移転及び 土地の移転登記

建物等の移転（解体）については、所有者の方をお願いしております。ただし土地に関する登記については、所有者などの方から関係書類を提出していただき千葉市が行います。



8 補償金の支払い

補償金の支払は建物等の移転が完了し、かつ土地の引渡しが完了した後に、銀行等の口座振り込みによりお支払いいたします。

なお、建物等の移転に伴い前金が必要と認められる場合は、契約補償金の一部をお支払いすることができます。



6 お知らせ



質問、意見、要望は、下記アドレスまで！

mail keikaku.COR@city.chiba.lg.jp
TEL 043-245-5369

●受付期間：令和2年8月末まで

※回答は、個別対応に加え
ホームページにも掲載予定